

国営環境保全型かんがい排水事業 別海西部地区

事業の概要

本事業は、北海道野付郡別海町の農地9,952haを対象に、かんがい用水を利用した家畜ふん尿の効率的な農地還元と、農地の湛水被害、過湿被害の解消のため、取水工1ヶ所、用水路123条L=100.7km及び排水路(8条L=17.0km)を整備するものである。

目的・必要性

本地区は、国営開墾建設事業等により農地の開発や営農用水等が整備されたものの、地区のかんがい施設は未整備であり、かんがいは主として降雨に依存している。また、乳用牛の多頭化飼養により家畜ふん尿の処理に多大な労力を要している状況にある。

一方、地区内の河川においては、排水断面が不足していることから降雨時には農地の湛水、過湿被害が生じているため、効率的な農作業が行えない状況にある。また、地域では、降雨時に農用地等から流出する土砂及び肥料成分等により、河川、湖の水質悪化が懸念されている状況にある。

このため、本事業では、用水施設の整備により家畜ふん尿の有効利用を行うとともに、排水施設の整備により農地の湛水、過湿被害を解消し、土地生産性の向上及び農作業の効率化による農業経営の安定を図り、地域農業の振興に資するものである。

併せて、本事業では、水質浄化機能等多面的な機能を有する農業用排水施設の整備を行い、環境保全型農業の推進に資するものである。

事業の効率性

効用（年総効果額）

・ 農作物の生産量の増	659百万円
・ 営農経費の節減	638百万円
・ 施設の維持管理費の増減	61百万円
・ 施設更新による現況施設機能の維持	57百万円
・ 水辺環境の保全	1百万円
・ 用水路施設整備による水質浄化等の環境負荷の軽減	99百万円

計 1,393百万円

（費用便益比の算定）

区 分	算 定 式	数 値	備 考
総事業費		22,128百万円	
効用		1,393百万円	
廃用損失額		79百万円	廃止する施設の残存価値
総合耐用年数		38年	当該事業の耐用年数
還元率×(1+建設利息率)		0.0546	総合耐用年数に応じ、効用から総便益を算定するための係数
総便益	= / -	25,437百万円	
費用便益比	= /	1.14	

注1) 総事業費、総便益には関連事業を含む。

注2) 百万円単位で四捨五入しているため、総便益は算定結果と合わない場合がある。

注3) 数値は土地改良法に基づく法手続を経て確定するため、現時点では暫定値である。

事業の有効性

本事業では、水質浄化機能等多面的な機能を有する農業用排水施設を整備することにより、農業経営の安定が図られ、年間約659百万円相当の農作物生産量の増加、年間約638百万円相当の営農経費の節減が図られるとともに、年間約99百万円相当の環境負荷の軽減など、年間約1,393百万円の事業効果が発現される。

日程・手続

平成18年度中に土地改良法に基づく、土地改良事業計画の概要の公告等の手続が開始される予定。

事業に対する決議

平成18年3月に別海町国営環境保全型かんがい排水事業促進期成会総会において、平成19年度新規着工要求することを決議している。

評価担当部局

農村振興局

概要図

1. 受益面積	9,952ha		
2. 受益者数	174人		
3. 主要工事計画	工 種	数 量	事 業 費
	取水工（新設）	1ヶ所	156百万円
	用水路（新設及び改修）	100.7km	18,561百万円
	排水路（新設）	17.0km	3,283百万円
国営総事業費	22,000百万円		

別海西部地区 概要図



平成19年度新規地区採択チェックリスト（国営かんがい排水事業）

（局名：北海道開発局）（地区名：別海西部）

1. 必須事項

項 目	評 価 の 内 容	判定
1. 事業の必要性が明確であること。（必要性）	・ 農業生産性の向上、農業総生産の維持・増大、農業生産の選択的拡大、農業構造の改善等の観点から、当該事業を必要とすること。	☐
2. 技術的可能性が確実であること。	・ 地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。	☐
3. 事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	・ 当該事業のすべての効用がそのすべての費用を償うこと。	☐
4. 農家負担の可能性が十分であること。（公平性）	・ 当該事業の費用に係る受益農家の負担が、農業経営の状況からみて、負担能力の限度を超えることとはならないこと。	☐
5. 環境との調和に配慮していること。	・ 当該事業が環境との調和に配慮したものであること。	☐
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・ 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・ 採択に係る事業の工期が、別に定められた「限度工期」を超えないこと。	☐

項目を満たしている場合は「○」とする。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

2. 優先配慮事項

項 目	評 価 の 内 容	判定
1. 事業で達成する目標に関する事項（有効性）	地域農業の生産性向上・農業経営の安定化が図られる。 農地利用の集積等構造政策の推進のための基本的条件が整備される。 水利秩序の形成・再編を実施し、水資源の有効活用が図られる。 老朽化等により機能低下している土地改良施設の機能回復や農業災害の防止等が図られる。	☐ ○ ☐ ☐ ☐
2. 事業内容や実施体制等に関する事項	事業費の経済性、効率性が十分確保されている。 コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。 関係都道府県や市町村が策定する農業振興に関する計画と整合が図られている。 高生産性優良農業地域対策または中山間地域等総合振興対策対象地域である。 一般被害等の軽減にも寄与するものである。 地元の事業推進体制が整備されている。 関係市町村や受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。 関係機関との協議について、基本的事項の合意に達している。 関連する他事業との調整が図られている。 施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。	☐ ○ ☐ ○ ☐ ○ ☐ ○ ☐ ☐ ○ ☐ ○ ☐ ○ ☐ ○ ☐ ○

項目を満たしている場合は「○」とする。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

3．特定監視項目

項 目	評 価 の 内 容	判定
1．地質状況	・地質状況に基づいた施設計画としている。	☐
2．受益面積	・再近年の面積を把握している。	☐

項目を満たしている場合は「○」とする。